

山形県社会保険労務士会と山形労働局との働き方改革の推進に関する協定書

山形県社会保険労務士会（以下「甲」という。）と山形労働局（以下「乙」という。）は、以下の目的を達成するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が対話を通じた密接な連携を図り、山形県内の企業等に対して、働き方改革関連法の改正内容の周知をはじめ、働き方改革に取り組む事業主への支援施策を案内することにより、働き方改革を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議のうえ連携し、協力する。

- (1) 甲は、「働き方改革相談窓口」を開設し、企業等からの相談を受け付け、支援を行う。
- (2) 甲は、現在甲が実施している毎月第2、第4土曜日の相談会を年金、労働（職場のトラブル）、働き方改革等の総合相談会として実施する。
- (3) 甲は、甲の会員が事業主に接する機会や、団体等が主催する各種説明会等へ甲の会員が講師として出席する機会などをとらえて、働き方改革の広報・推進に積極的に取り組む。
- (4) 乙は、甲が実施する相談の対応に必要な情報を提供する。
また、乙は、甲の依頼により、甲が実施する所属会員向けの勉強会に講師を派遣し、働き方改革関連法内容及び働き方改革に取り組む事業主が活用できる支援施策について説明する。
- (5) その他本協定の目的に沿うこと。

（協議）

第3条 甲と乙は、前条各号に掲げる事項について、定期的に協議を行うものとする。
また、具体的な実施事項については、甲乙合意のうえ決定する。

（協定の変更）

第4条 甲または乙のいずれかから、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うことができるものとする。

（協定の解約）

第5条 甲または乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（疑義への対応）

第6条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年10月31日

甲：山形県山形市香澄町三丁目2番1号 山交ビル8階

山形県社会保険労務士会

会長 浦山 一豊



乙：山形県山形市香澄町三丁目2番1号 山交ビル3階

山形労働局

局長 庭山 佳宏

